

# 介護予防通所介護重要事項説明書

<令和7年4月1日>

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0297-24-5139 (午前8時30～午後5時30まで)

担当 主任 坂入 越生

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 筑波キングス・ガーデン介護予防通所介護事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	筑波キングス・ガーデン 通所介護事業所
所在地	茨城県常総市大生郷町1818番地2
介護保険指定番号	通所介護 0871100103号
サービスを提供する対象地域 *	常総市、坂東市にお住まいの方

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉士	1名(1)		1名(1)
生活相談員	介護福祉士	2名(1)		2名(1)
機能訓練指導員	看護師		3名(3)	3名(3)看護師再掲
	作業療法士	1名		1名
介護士 看護師	看護師	1名(1)	4名(4)	5名(5)併設事業所兼務者含
	介護福祉士	2名(1)		2名(1)
	その他		4名	4名

( ) 内は兼務者再掲

### (3) 同施設の設備の概要

定員	25名	静養室	1室2床
食堂兼機能訓練室	1室(135.2㎡)	相談室	1室
浴室	普通浴槽と個別浴槽と特殊浴槽があります。	居室	1室(72.0㎡)
		送迎車	6台

### (4) サービス提供曜日・時間

月～土(祝日含)	午前9時～午後4時30分
----------	--------------

## 3. サービス内容

- 【1】送迎
- 【2】食事
- 【3】入浴
- 【4】機能訓練
- 【5】生活相談                      等

#### 4. 料金

##### 【1】 利用料金

##### (1) 通所介護基本利用料

	介護保険適用時の 1ヵ月あたりの自己負担分(単位)
要支援1	1,798
要支援2	3,621

##### (2) 利用料加算分

介護保険対象項目	介護保険適用時の自己負担分(単位) 要支援1 / 要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (月1回)	88 / 176
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (月1回)	72 / 144
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (月1回)	24 / 48
若年性認知症利用者受入加算 (月1回)	240
栄養アセスメント加算 (月1回)	50
栄養改善加算(月2回限度)	200
口腔機能向上加算(Ⅰ) / (Ⅱ) (月2回限度)	150 / 160
生活機能向上グループ活動加算 (月1回)	100
科学的介護推進体制加算 (月1回)	40
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	【所定単位数に9%を乗じた単位数】
地域区分単価(7級地) 1単位 10.14円	上記総単位数及び、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)に1単位10.14円を乗じた金額が利用者負担金額となります。端数は切り捨てとなります。
その他の費用(全額自己負担)	
昼食費 2025年4月1日～800円(おやつ代100円含) トロミ・ゼリー剤費(1日分)30円 オムツ(1枚)100円/リハビリパンツ(1枚)90円/パット(1枚)45円 薬用の袋(1枚)5円 マスク(1枚)10円 アロマフットケア(材料費)200円 洗濯代行ケア(1回)500円 緊急時酸素使用、1時間あたり1リットルにつき150円 送迎または緊急移送時ガソリン代1km40円 (別途料金のかかるもの) 趣味活動材料費、行事外食や買い物、医療用品。	

##### (3) キャンセル料

・お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

連絡日	金額
ご利用当日の午前8時半まで	無料
ご利用当日の午前8時半以降	利用料自己負担額+食材料費

##### (4) 支払方法

毎月、5日以降に前月分の請求をいたしますので、20日までにご指定の郵便局の口座から自動引き落としさせていただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

#### 5. サービスの利用方法

##### 【1】 サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 予防介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援事業所とご相談ください。

## 【2】サービスの終了

### (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出下さい。

### (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### (3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は、要介護と認定された場合

## 【3】その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

## 6. 当事業所のデイサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

1. 「仕える」日々の祈りを大切に、喜んで利用者に仕える。
2. 「利用者中心」利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する。
3. 「尊厳」利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

筑波キングス・ガーデン通所介護事業所は、キリスト教精神に基づき、心のこもったサービスを提供します。

### (2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ご利用時の飲酒はお断りさせていただきます。
- ・喫煙は全館禁煙とさせていただきます。
- ・金銭、貴重品及び所持品の持ち込みは最低限にお願い致します。
- ・菓子等の持ち込みはご遠慮願います。
- ・昼食時の食べ物のお持ち帰りはご遠慮願います。
- ・職員への心づけは、一切、お断り致します。
- ・ペット類の持ち込みは、ご遠慮願います。

## 7. 協力医療機関

水海道さくら病院（常総市）

## 8. 非常災害対策

- ・防災時の対応：災害が発生した時は、職員の指示に従って下さい。
- ・防災設備： 消火器・消火栓・スプリンクラー・非常給水設備・非常食。
- ・防災訓練： 定期的に行っています。
- ・防火責任者： 施設長 小川内 秀樹

9. サービス内容に関する相談・苦情

【1】当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 小川内 秀樹（施設長） 坂入 越生（通所主任） 第三者委員  
 電話；0297-24-5139 FAX；0297-24-2491

【2】その他

常総市 介護保険課 電話：0297-23-2111  
 坂東市 介護福祉課 電話：0297-21-2193  
 茨城県国民健康保険団体連合会 電話：029-301-1565

第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
②なし		

10. 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン  
 代表者役職・氏名 理事長 張 博一  
 法人所在地・電話番号 茨城県常総市大生郷町1818番地2 0297-24-5139  
 定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営（守谷市障がい者福祉センターの指定管理運営の受託経営）
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 計画相談支援事業の経営
- (ト) 障害児通所支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 小規模住居型児童養育事業の経営

(3) 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 生きがい支援デイサービス事業
- (3) 生きがい支援ショートステイ事業
- (4) 介護職員初任者研修事業
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）
- (6) 地域生活支援事業（日中一時支援）
- (7) 特定施設入居者生活介護事業
- (8) 介護予防特定施設入居者生活介護事業